

令和6年度広報みふね印刷等業務受託事業者選定公募型プロポーザル実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、令和6年度広報みふね印刷等業務について、プロポーザル方式により業務の事業者を選定する手続に必要な事項を定める。

(委託業務の内容等)

第2条 このプロポーザルによって選定された事業者は、御船町からのお知らせや情報を住民へ広報することを目的に製作される広報紙「広報みふね」のデザイン、レイアウト、製版、印刷、製本及び納品に関する業務を実施し、契約期間は、令和6年3月18日から令和7年3月20日までとする。

(プロポーザルの日程)

第3条 日程については、次のとおりとする。

(1) 意思表明書の提出期限

令和6年2月28日(水)午後5時

参加を表明する場合は持参すること。参加を表明した事業者にプロポーザルに関する課題を電磁的記録媒体にて配布する。

(2) 質問書の提出期限

令和6年3月1日(金)午後5時

(3) プロポーザルに係る提出物の提出期限

令和6年3月6日(水)午後5時

提出するときにプロポーザルに関する課題を記録した電磁記録媒体を返却すること。コピーしたデータなども破棄すること。

(4) 審査結果の通知(予定)

令和6年3月8日(金)

(提出書類)

第4条 プロポーザルの様式は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 意思表明書 | 様式1 |
| (2) 質問書 | 様式2 |
| (3) 回答書 | 様式3 |
| (4) プロポーザル送付書 | 様式4 |
| (5) 提案基本事項調書 | 様式5 |
| (6) 広報みふね作成スケジュール表 | 様式6 |

(意思表明書の提出)

第5条 意思表明書(様式1)の提出については、次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和6年2月28日(水)午後5時(必着)

(2) 提出先及び問合せ先

〒869-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船995番地1

御船町役場秘書政策室 広報担当

電話: 096(282)1280

FAX: 096(282)2803

E-mail: kohomifune@town.mifune.lg.jp

(3) 提出方法

参加を表明する事業者は持参にて提出すること。なお、期限内に提出がなかった場合は不参加とみなす。

(質問書等)

第6条 質問書等(様式2・様式3)については、次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和6年3月1日(金)午後5時(必着)

(2) 提出先及び問合せ先

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船995番地1

御船町役場秘書政策室 広報担当

電話：096(282)1280

FAX：096(282)2803

E-mail：kohomifune@town.mifune.lg.jp

(3) 質問の受付方法

このプロポーザルに関する質問は、質問書(様式2)により行い、持参又は電子メールにて行うこと。(必ず到達確認を行うこと。)

(5) 質問の回答

質問及び回答については、参加を表明した事業者に回答書(様式3)により電子メールで送付する。この場合において回答はこの要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(プロポーザルに係る提出物)

第7条 提出物については、次のとおりとする。

(1) 提出物及び提出部数

提案関係書類一式(様式4~6を各1部、提案書を5部及び見積書を1部)

(2) 提出期限

令和6年3月6日(水)午後5時

期限内に提出がなかった場合は不参加とみなす。

(3) 提出先及び問合せ先

〒869-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船995番地1

御船町役場秘書政策室 広報担当

電話：096(282)1280

FAX：096(282)2803

E-mail：kohomifune@town.mifune.lg.jp

(4) 提出方法

持参によること。郵送、電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

また、要求した内容以外の書類等についても受理しない。

(5) 提案書等の変更の禁止

提出後の提案書等の内容の追加及び変更は認めない。

(審査)

第8条 審査方法等は次に定めるとおりとする。

(1) 審査の方法及び順位の決定

事業者の選定は令和6年度広報みふね印刷等業務受託事業者選定委員会を設置し、同委員会において審査する。順位は、採点結果の合計点数が大きい事業者から順に付け、同

点となった場合は、審査委員による多数決により上位を決定する。なお、多数決においても同点となった場合は、抽選くじにより決定する。

(2) 審査結果

審査結果は文書により通知する。なお、この通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により審査結果の説明を求めることができるものとする。

（プロポーザルの評価項目及び配点限度）

第9条 プロポーザルの評価項目及び配点限度は次の表のとおりとする。

評価項目及び配点限度

評価項目	配点限度
① 提案事業者の広報紙に対する考え方及び業務実績（同種・類似業務の実績）など	10点
② 写真の加工【表紙・裏表紙・中身を含む】 （画像の具合、トリミング等の位置は適当か）	10点
③ 表紙【フルカラー】 （色使い・デザイン・レイアウトは適当か）	10点
④ 裏表紙【フルカラー】 （色使い・デザイン・レイアウトは適当か）	10点
⑤ 中身【フルカラー】 （記事にあったフォント・デザイン・レイアウトか、色使い（濃淡）や使用イラストは適当か）	15点
⑥ 全体的なバランス及び読みやすさ	15点
⑦ 業務に当たるスタッフの体制、製作スケジュールについて	15点
⑧ 価格	15点
合計	100点

（失格事項）

第10条 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 本要項に示された条件に適合しないものを提出した者又は提出物に虚偽の記載をした者
- (2) 提案書等に記載すべき事項の全部又はその一部が記載されていないものを提出した者
- (3) 「意思表明書を提出した日」から「審査会において選考が終了するまで」の間に審査委員又は事務局に不正な接触を行った者
- (4) 令和6年4月1日時点で有効な競争入札参加資格を有しない者

（契約等）

第11条 契約等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 町は、第10条に規定する審査で第1位の者と広報みふねに係る印刷等業務委託契約の締結交渉を行うものとする。
- (2) 第1位の者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は第1位の者の本提案における失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位以降の者を順次繰り上げて、その者と印刷業務委託契約の締結交渉を行うことができる。
- (3) 締結交渉の結果、合意に至った場合は、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。

- (4) 町は、契約締結後においても受託事業者による本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができる。

(プロポーザルに係る提出物の取扱い)

第12条 プロポーザルに係る提出物の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに係る提出物は、返却しない。
- (2) プロポーザルに係る提出物は、複製を作成する場合がある。
- (3) プロポーザルに係る提出物は、御船町情報公開条例に基づき開示請求により開示する場合がある。
- (4) プロポーザルに係る提出物の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(事務局)

第13条 本プロポーザルの実施事務局は、御船町秘書政策室に置く。

附 則

- 1 この要項は、決裁の日から施行する。
- 2 この要項は、令和7年3月31日をもって、その効力を失う。